第四回中国国際輸入博覧会（CIIE）

横浜パビリオン

出展企業募集要項



公益財団法人横浜企業経営支援財団

１　目的

　　中国国際輸入博覧会は、2017年5月、習近平中国国家主席が北京で開催された「一帯一路」国際協力サミットフォーラムにおいて、その開催を発表し、世界各国との経済交流・協力の強化、世界の貿易と経済成長を促し、開放型の世界経済発展を促進するという目的で開催されました。

昨年の第一回開催において、世界180カ国・地域から3,800社、日本からは400社を超える企業が出展しました。累計入場者数は65万人、40万人近くのバイヤー登録があり、全体の成約見込み額は726億2,000万ドルに達成ました。

このたび、「第四回中国国際輸入博覧会（CIIE）」（会期：11月5日～10日、於：国家会展中心（上海））の開催にあたり、IDEC横浜はジェトロ主催ブース「ジャパン・パビリオン」における医療機器および医薬保健エリアにおいて「横浜パビリオン」を出展しますので、出展企業を募集します。

当該分野における横浜市内企業の国際競争力向上と海外展開を支援し、さらなる医療機器分野等での機器・サービス開発の促進及び市内経済の活性化を図ることを目的とします。

|  |
| --- |
| ※なお、本見本市の開催地である中国は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が、現時点（2021年4月1日）で外務省感染症危険情報レベル2となっていますが、同危険情報レベルが２以下で、かつ事業参加者の健康・ 安全の確保について確認がとれた状況下での開催を検討しています。 |

２　見本市概要

|  |  |
| --- | --- |
| 見本市名 | 第四回中国国際輸入博覧会（CIIE） |
| 会 期 | 2021年11月5日(金)～10 日(水)<6日間> |
| 開 催 地 | 中国・上海 |
| 会 場 | 国家会展中心(上海) 333 Songze Avenue, Qingpu District, Shanghai |
| 主 催 | 中国商務部、上海市人民政府 |
| 規　模 | 33万平米(第三回実績) |
| 出品国数 | 180カ国（第三回実績） |
| 対象業種 | 1.1 Hall サービス貿易2.1 Hall 自動車3、4.1、5.1 Hall 技術設備6.1、6.2 Hall 消費品7.1、7.2 Hall 医療機器 ・ 医薬保健1.2、8.1、8.2 Hall 食品 ・ 農産品 |
| 出 品 物 | 医薬品、医療機器、高齢者リハビリ・補助器具、健康保健食品、健康ケア、医療美容、医療ツーリズム、医療技術・サービス等 |
| 来場者構成 | バイヤー、政府関係者、一般来場者など |
| URL | https://www.ciie.org/zbh/index.html(中国語)<https://www.ciie.org/zbh/en/>(英語) |

３　ジャパン・パビリオン概要

|  |  |
| --- | --- |
| 出品分野・ホール | 医療機器・医薬保健（7.1、7.2、8.1Hall） |
| 出品規模 | 600㎡（予定） |
| 募集企業 | 400社程度（予定） |
| 出品対象 | 高齢者サービス、福祉機器・用品等、栄養保健食品、健康ケア、医療美容、医療ツーリズム、医療技術・サービス、防疫関連製品（マスク、消毒用品等）。 |

４　横浜パビリオン募集内容

1. 出展分野エリア

ジェトロ「ジャパン・パビリオン」医療機器・医薬保健（7.1、7.2、8.1Hall）

（２）出展面積

４小間（24平米）

※ジェトロ標準ブース・1 小間（6 ㎡（幅3ｍ×奥行2ｍ））×4（変更になる可能性あり）

※横浜企業１社あたりの出展スペースは約3 ㎡

（３）募集企業数

　　　４社程度（海外への渡航制限の際も現地出展・アテンドに対応可能な企業）

　　※応募者が出展予定数を越えた場合は、以下の選考基準に基づき、審査の上決定します。

【選考基準】

・海外展開に向けた事業計画の具体性。

・出展製品、技術の優位性。

・出展製品、技術と同博覧会「ジャパン・パビリオン」の出展分野との整合性。

・さらに下記、該当項目が多い企業を優先。

* 「横浜医療機器ビジネス研究会」または「LIP.横浜」の会員企業
* 中小企業海外市場支援企業（平成30～令和2年度の間の採択企業）
* 横浜グローバルものづくり企業ガイド2019、2020-2021掲載
* 横浜知財みらい企業
* IDEC施設入居企業
* 「I▫TOP横浜」参加企業

|  |
| --- |
| ジャパン・パビリオンへの出展に際しては、各社から提出された申請内容などをもとに、ジェトロならびに運営機関である中国国際輸入博覧局にて審査が行われます。審査が不可の場合は、出展決定が取り消されますので、予めご了承ください。  |

（４）対象

横浜市内に主たる事業所を有し、医療機器等に関連する製品・技術の海外展開を目指す中小企業

（５）条件

原則として、次のア～エすべて満たす企業

ア　税金、社会保険及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がない者

イ　見本市会期中、出展物の説明・商談が出来るアテンド人員(1名以上)を配置すること

ウ　展示会の出品分野に合致する製品(部品等)・技術を有していること

エ　出品物が中国関税領域（香港、マカオ、台湾を含む）以外で生産されたものである。また、

輸入博運営機関に提示を求められた際に、関連原産地証明を提示できるようにしておくこと。

オ　海外展開に積極的に取り組む姿勢があり、明確な方針・ビジョンがあること

【中小企業の定義】中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　業種 | 資本金 | 従業員数 |
| ①製造業・建設業・運送業・その他業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

　　※ソフトウェア・情報サービス業は①に該当

（６）出展料（出展者負担金）(不課税)

15万円／1社　(税別)

|  |
| --- |
| 出展者負担金に含まれるもの |
| 【ＩＤＥＣ負担による共通仕様等(予定)】 1. ブーススペース代、出展社証

・ブーススペース(24㎡)を出展企業とＩＤＥＣ横浜で共有　 ※変更の可能性あり②基本装飾 ・統一デザインによる出展スペースの基本装飾③備品 ・鍵付き展示台、スポットライト、コンセント(電力の上限あり)、ゴミ箱 (共有)④広報 ・見本市公式ホームページへの社名掲載 ⑤チラシ作成 ・中文による出展企業紹介を目的としたもの ⑥ブースアシスタント通訳 　　　・横浜パビリオンで2～3名を予定しています。 |

　　※上記、出展料は「IDEC 海外展示商談会出展助成」が適用されています。別途、本展示会に

おいて、同助成制度を利用することは出来ません。但し、本展示会以外での利用は可能です。

【参考】前回 第三回中国国際輸入博覧会 ジャパン・パビリオンと横浜パビリオン

　　　　　

横浜パビリオン

ジャパン・パビリオン医療分野

（７）出展企業の負担

|  |
| --- |
| 　　　　出展企業が負担するもの (例示) |
| 1. 渡航費・滞在費

・自社ブースのアテンド人員の渡航費及び滞在費(宿泊費・現地交通費) 1. 国内輸送費・国際輸送費

・自社から見本市会場までの往復輸送費 1. 出品物に掛かる関税、 消費税及び貨物損害保険等
2. 製品パンフレットの作成など出展企業が個別に必要とする経費

⑤　上限を超える電力を使用する場合の電気料とコンセント設置等にかかる費用　　等 |

５　留意事項

（１）見本市の小間申込み状況によっては、ブースの小間が確保できない可能性があります。その場合、

出展は取りやめとなります。

（２）ブースの装飾・配置については、IDEC横浜により決定しますので、出展者の意向に沿うことができない場合があります。

（３）見本市主催者等との連絡調整はIDEC横浜を通じて行います。

（４）IDEC横浜が成果把握等のため実施するアンケートは必ず回答願います。(会期中、会期後)

（５）出品物の関連原産地証明書を輸入博運営機関より求められる見込みですので、提示できるようにご準備願います。

（６）外国為替及び外国貿易法等、 国内法令に定めのある展示物の出品については、出展企業の責任

において事前に許可等の取得をお願いします。

（７）現地における盗難等の損害やトラブル等についての責任は負いかねますのでご了承ください。

（８）見本市会場内の事故等にかかる損害保険について、 主催者から加入を義務付けられた場合には、

出展企業の責任により、規定の付保内容を満たす保険に自社にて加入していただきます。

（９）出展決定後のキャンセルは原則できません。

 ※やむを得ない事情がありキャンセルする場合、主催者への出展料等の支払い後は、お支払頂いた出展料の返金はいたしかねます。

（10）出展条件を満たさないことが判明した場合、もしくは出展条件を満たさなくなった場合には、出

展を取り消させていただくことがあります。

（11）その他、新型コロナウイルス感染状況などの社会的情勢を踏まえ、横浜パビリオンの出展を取り

やめる、もしくは出展形式が変更となる可能性があることを、予めご了承ください。また、上記の事由によって生じた出展者の損害および不利益等（航空券や宿泊先のキャンセル代等を含む）については、ＩＤＥＣ横浜はその責任を負わないものとしますので、予めご了承ください。

＜ジェトロの出展案内における「新型コロナウイルス感染拡大に関連した特記事項」（一部、抜粋）＞

|  |
| --- |
| ■本見本市の開催地である中国は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が、現時点（2021年4月1日）で外務省感染症危険情報レベル2となっていますが、同危険情報レベルが２以下で、かつ事業参加者の健康・ 安全の確保について確認がとれた状況下での開催を検討しています。■現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェトロの判断により中止や延期となる場合がありますので予めご承知おきください。■出品適格な企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパン・パビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。 |

その他、出展に関する注意事項は、下記のジェトロ・ジャパンパビリオン募集ページに掲載の「出品案内書」、「海外見本市出品綱」の内容をご確認下さい。

<https://www.jetro.go.jp/events/far/fd284cd992fbed44.html>

６　出展申込

1. 申込期限

2021年5月6日(木)　12:00まで

1. 申込方法

　　　別紙「出展申込書」に必要書類を添付し、IDEC横浜宛に郵送またはE-mailにて提出

　　【必要書類】

ア　直近事業年度の市税の納税証明書

イ　直近2期分の決算書類(昨年度出展企業は直近1期分で結構です)

　　※ア、イに関し、申込期限までに、ご用意できない場合は、事前にお知らせください。

1. 申込先

　　　〒231-0021　横浜市中区日本大通り11番地　横浜情報文化センター7階

　　　　　　　　　公益財団法人横浜企業経営支援財団　経営支援部国際ビジネス支援担当

　　　　　　　　　TEL：045-225-3730　FAX：045-225-3738　E-mail：global@idec.or.jp

|  |
| --- |
| 上記、申込後、横浜パビリオンでの出展が認められた場合、5/10（月）までにジェトロのジャパン・パビリオン出展用の申込作業を各社にて、行っていただく必要があります。※詳細は以下WEBの「出品案内書」P.7の「STEP２」の作業です。・https://www.jetro.go.jp/events/far/fd284cd992fbed44.html・なお、ジェトロの「出展企画内容」は、横浜パビリオンの「出展申込書」とほぼ同じ内容です。＜スケジュール＞（１）5/6（木）12時　　横浜パビリオン出展申込の締切（２）5/7（金）　　　 　横浜パビリオン出展可否の連絡（３）5/10（月）15時 　ジェトロのジャパン・パビリオン出展申込の締切 |